

見たい!知りたい!
公開します

～町民参加の

1月1日から情報

公開請求の手続は?

公文書公開請求書を情報公開コーナー(役場1階相談室)に提出してください。郵送による請求もできますが、電話や口頭、電子メール、ファクシミリでの請求はできません。

費用は?

公文書の閲覧は無料です。ただし、公文書の写し(コピー)の交付や郵送の費用は、実費を負担していただきます。コピーした場合は、A3版まで片面1枚につき10円(カラー80円)となってています。

公開の方法は?

すぐその場で公開はできません。請求されてから、15日以内に公開・非公開を決定し、決定通知書でお知らせします。ただし、決定期限は延長される場合があります。

決定に不服があるときは?

非公開など決定に不服のある時は、決定を知った日の翌

日から60日以内に不服申立てをすることができます。

この場合は、松前町情報公開審査会に審査を依頼し、公開・非公開の再決定をします。

情報公開コーナーってなに?

情報公開コーナー(役場1階相談室)では、公開請求受付のほか、情報公開に関する相談・案内を行っています。

また、第3次松前町総合計画、予算書、決算書、議会会議録などのほか、統計資料、町勢要覧などの資料も閲覧できますので、ご利用ください。

そのほか、行政に関するパンフレットやチラシなど、自由に持ち帰っていただくことができるものも備え付けていますので、ご活用ください。

お問合せ先

役場総務課秘書広報係
☎ 0985-14103



情報公開審査会

⑦答申

⑥諮詢



閲覧・写しの交付

④納得



請求者

情報公開コーナー



実施機関(主管課)

⑤不服申立書送付

情報公開窓口(総務課)

④非公開・部分公開のあるとき
④決定について不服

⑧公開・非公開等
再決定通知書